

## 福島第一原子力発電所現地確認報告書

- 1 確認日  
令和元年 7月17日（水）
- 2 確認箇所  
5号機非常用ディーゼル発電機（5号機タービン建屋地下1階）
- 3 確認項目  
5号機非常用ディーゼル発電機の不具合による運転上の制限逸脱に係る対応状況
- 4 確認結果の概要

7月16日に5号機非常用ディーゼル発電機（B）の定例試験準備を実施していたところ、動弁注油タンクの液位が通常より高いことが確認され、動弁注油タンク内の潤滑油に燃料である軽油が混入した可能性があることから、当該発電機を非待機状態とし点検することになった。一方、5号機非常用ディーゼル発電機（A）は定期点検中のため非待機状態であり、5号機の非常用ディーゼル発電機2台がいずれも使用できない状態になった。

これを受け、東京電力は、同日18時40分に、実施計画に定める非常用ディーゼル発電機の運転上の制限<sup>※1</sup>「電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台<sup>※2</sup>の非常用発電設備が動作可能であること」を逸脱していると判断したことから、その後の対応状況等について確認した。

なお、使用済燃料プールの冷却は外部電源により継続中である。また、5号機の電源系統は6号機の電源系統と繋がっており、6号機の非常用ディーゼル発電機2台は待機中のため、万が一外部電源が絶たれても、6号機の非常用ディーゼル発電機で給電が可能な状態になっている。

※1「運転上の制限」：実施計画に定められた、原子炉の運転に関する多重の安全機能の確保及び原子力発電所の安定状態の維持のために必要な動作可能機器等の台数や遵守すべき温度・圧力などの制限。

※2「2台」：5、6号機の非常用ディーゼル発電機計4台のうち、各号機の1台ずつが動作可能であること。または、自号機で2台動作可能であること。

- ・東京電力によると、5号機非常用ディーゼル発電機（B）は原因調査の方法等を検討中であるが、5号機非常用ディーゼル発電機（A）は定期点検が7月18日に終了する予定であり、定期点検終了後、非常用ディーゼル発電機（A）が動作可能な待機状態となり、運転上の制限の逸脱から復帰するとのことであった。
- ・5号機非常用ディーゼル発電機（B）及び周辺では作業は実施されていなかった。（写真1）

- ・ 5号機非常用ディーゼル発電機（B）の動弁注油タンクの潤滑油の液位は上蓋から約2cmであった。東京電力によると、通常の液位は上蓋から約5cmの位置で通常より高い液位であるとのことであった。（写真2）



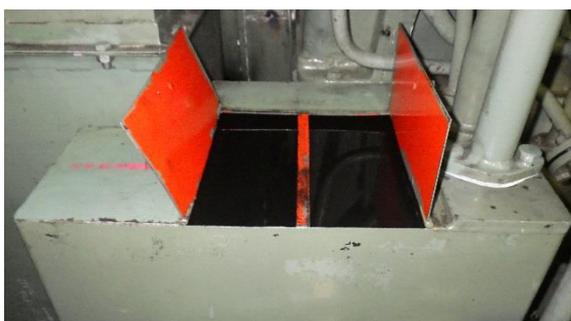
(写真1-1)  
ディーゼル機関の上部を撮影



(写真1-2)  
ディーゼル機関の側面を撮影



(写真2-1)  
動弁注油タンク



(写真2-2)  
動弁注油タンク液位

- 5 プラント関連パラメータ確認  
各パラメータについて、異常な値は確認されなかった。